

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見
書

2024年（令和6年）1月17日

日本弁護士連合会

1 意見の趣旨

2023年（令和5年）12月26日に公表された「商業登記規則等の一部を改正する省令案」についての意見募集に関して、当連合会は、同省令案（以下「本改正案」という。）について、プライバシーの保護という趣旨には賛成するものの、弁護士が職務上必要な場合、代表取締役等の住所を迅速に閲覧すること（オンラインにより住所情報を取得することを含む。）を可能とするための措置が不可欠であると考え、当該措置を本改正案の施行と同時に実現させるよう強く求める。

2 意見の理由

個人のプライバシーの保護は重要であり、代表取締役等の住所についてみだりに公開されない利益があるものと考えられるため、プライバシーを保護するという本改正案の趣旨には賛成する。

しかしながら、商業登記における代表取締役の住所は、①その住所を、会社に事務所や営業所がない場合の普通裁判籍を決する基準としたり、本店所在地への送達が不能となった場合に送達場所とすることを可能とするものであるほか、②詐欺商法といった消費者被害等をもたらす犯罪において、消費者被害等を救済するための調査のために一定の場合に公開されることが必要であると考えられる。

本改正案においては、①について一定の手当てがされているものの、②については、特段の手当てがされていない。

②について、当連合会が、2018年3月15日付けの「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見」66頁以下において述べた通り、詐欺商法の加害者を特定するために、株式会社の代表取締役等の住所を把握し、代表取締役等の特定を先行させなければならない事例も多くある（例えば、加害者の正確な探知のために、同名の会社や、又は表には出てこないものの関連する会社を網羅的に探索し、代表取締役等の住所地と他に収集した情報と突き合わせて会社の同一性や関連性を把握する必要性がある場合がある。加害者を追っていくために、代表取締役等の住所を含む多くの登記情報を確認しなければ

ならないことは決してまれなことではない。)

このような状況において、迅速に代表取締役等の住所を知り得ない場合、消費者被害案件等では、相手方たる会社を特定できなかつたり、特定が遅延する結果訴訟を提起することができなかつたり、さらには訴訟提起が遅れたために被害回復ができないといったことにもなりかねない。これでは、消費者被害等の救済活動に悪影響をもたらし、ひいては消費者被害等にあつた国民等の利益に反することとなる。

本改正案において、一定の要件を満たした場合には、代表取締役等の住所は行政区画のみが登記事項証明書及又は登記事項要約書に記載され、登記情報提供サービスにおいても同様の措置を講ずることとされているところ、上記の②の要請のためには、懲戒手続（弁護士法第51条）に裏付けられた法制度上の倫理規律に服する弁護士がその職務として行う場合には、迅速に住所情報にアクセスできる仕組みを設けることで、プライバシーの保護との調整を図ることが妥当であると考え。商業登記よりもプライバシー情報の量が多い戸籍や住民票について、既に弁護士による職務上請求が認められている（戸籍法第10条の2及び住民台帳基本法第12条の3参照）ことに鑑みても、弁護士による職務上請求制度の創設がなされることに問題はないものと考え。また、戸籍や住民票の職務上請求と同様の要件を満たす場合には、オンラインによる請求でも代表取締役等の住所の情報を迅速に弁護士が入手できる仕組みも必要である。

さらに、このような②の要請の重要性からは、登記の附属書類の閲覧を申請できる「利害関係」を有する者については（商業登記規則21条第2項第3号）、柔軟に解すべきであると考え。

以 上